

東日本大震災における災害廃棄物を 原燃料としたセメントの使用を評価する 総合評価落札方式の試行について

国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 わが和賀 まさみつ正光

平成24年4月17日に開催された「第2回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において、国土交通大臣より、「公共事業の入札契約において災害廃棄物を原燃料とするセメントの使用を促進するインセンティブの付与を検討している」旨の報告があり、総理大臣より、「災害廃棄物を原燃料とするセメントを公共事業で使用しやすくするよう、新たに総合評価方式で加点評価することとしたい」旨の発言がありました。

これを受け、国土交通省では、同日付で地方整備局等に、東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省直轄工事

のうち、コンクリートを主要工種に含む工事において、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合評価落札方式において加点評価することとした旨を通知しました。

その後、復興庁、環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省で、当該セメントが震災廃棄物由来であることの確認方法や、試行工事の対象地域等について、検討を行いました。

平成24年6月29日の「第3回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」において、以下について報告されました。

東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省、農林水産省、環境省が実施する直轄工事のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合評価落札方式において加点評価する取り組みを開始する。

本取り組みは7月以降公告手続きを開始する工事から選定し実施する。なお、すでに災害廃棄物の受入れを行っているセメント工場からの供給状況を踏まえ、当面岩手県を対象地域とする。

今後、岩手県および宮城県の災害廃棄物処理計画において、再生利用が可能な災害廃棄物量およびセメント工場等への受入れ要望量等が明らかとなることから、その状況や、広域処理の進捗状況を踏まえ、需給バランス等をみながら段階的に適用エリアを拡大していくこととする。

本取り組みの期間中、関係省庁間の連絡調整を密にし、環境省を中心に政府一丸となって、その円滑な運用に万全を期すこととする。

なお、本取り組みの期間は平成26年3月までとする。

これを受け、国土交通省では、同日付で地方整備局等に、試行の具体的な手続きを定めた通知を发出しました。

国土交通省では、7月31日現在で、5件の試行工事*を公告しています。

引き続き、東日本大震災における災害廃棄物の処理の推進を図るため、試行に努めて参ります。

* 空港港湾、営繕関係を除く。

総合評価における災害廃棄物を原燃料としたセメント使用の評価

東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省、農林水産省、環境省直轄工事のうち、コンクリートを主要工程に含む工事において、災害廃棄物を原燃料としたセメント(対象セメント)を使用する企業を総合評価で加点評価する。

【対象セメント利用評価のスキーム】

対象セメント供給側による1)対象セメントが震災廃棄物由来であることの確認、2)放射能汚染に対する安全性等の確認、3)合理的価格での供給等の措置を実施。

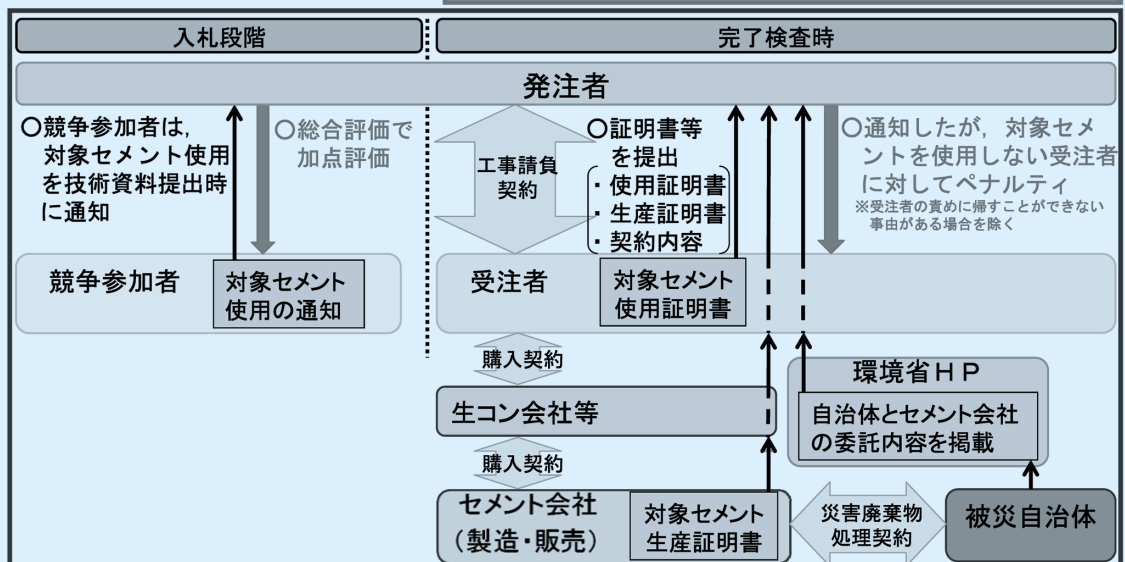


図 1 第3回災害廃棄物の処理の推進に関する関係関係会合資料